

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和5年9月7日

【開催日】 令和5年9月7日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時38分～午後4時50分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

経済部長	桶谷一博	経済部次長兼商工労働課長	田尾忠久
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課技監	熊川整
農林水産課農林係長	稲葉徹	農林水産課水産係長	山口大造
農林水産課耕地係長	本多享平		
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	中村景二	土木課技監	大和毅司
土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀	土木課道路整備係長	三塩泰史
土木課河川港湾係長	中村友哉		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 承認第4号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）に関する専決処分について

午後4時38分 開会

藤岡修美分科会長 それでは一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を始めます。審査内容につきましては、お手元に配付してあるとおりであり

ます。まず、承認第4号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）に関する専決処分についてです。審査番号1の建設部、経済部に係る部門について、執行部の説明を求めます。

中村土木課長 それでは、承認第4号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）に関する専決処分について、土木課分を御説明いたします。令和5年6月29日から7月11日にかけて降り続いた豪雨の影響により、道路が10件、河川が7件の公共土木施設災害と、崖崩れが1件発生しました。被災場所は、別に添付しております資料の1ページ、2ページを御覧ください。令和5年6月29日から7月11日の災害発生時の降雨量の最大値は、大正川観測局において時間雨量が最大55ミリメートル、24時間雨量としまして、219ミリメートルを記録しております。この豪雨により被災した公共土木施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条に基づき、国の災害査定を受け、崖崩れについては、崖崩れ災害緊急対策事業として国の審査を受けます。この災害査定は、発生後2か月以内をめどに受ける必要があります。その査定設計書を早急に作成する必要があります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月21日に専決処分を行いましたので、これを報告し、承認をお願いするものです。それでは、このたびの補正予算について、補正予算書に沿って御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。まず、8款土木費、3項河川費、2項砂防費、12節委託料を60万円増額するものです。被災場所等については、別添の参考資料22ページを御覧ください。被害の内容としましては、令和5年6月29日から7月11日の豪雨災害で平原地区において民家の裏山が崩壊し、延長約24メートルの崖崩れが発生しました。この災害に対応する国への事前申請に必要な事業計画書を早期に作成するため補正するものです。次に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、12節委託料を1,934万2,000円増額するものです。被災場所については、先ほどの資料1ページから御覧いただけたらと思います。被害の内容としましては、令和5

年6月29日から7月11日までの豪雨災害で道路のり面が10か所、延長約120メートル、河川護岸が7か所、延長約120メートルの被害が発生しました。国の査定を受けるため、これら17か所の災害査定に必要な査定設計書を早期に作成する必要があるため補正するものです。次に歳入について御説明いたします。歳入予算については、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金で、全額充当いたします。災害復旧費請負費については、令和5年度補正予算（第6回）に上程しております。最後に、今後の予定について御説明いたします。災害に係る国の災害査定は、10月10日以降に予定されております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

臼井農林水産課長 続きまして、農林水産課分について御説明します。同じく補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。6月29日から7月11日にかけての豪雨により、農地災害4件、農業施設災害14件、林道施設災害が1件、合計19件の災害が発生しております。国庫を活用した農林災害復旧事業を実施するには、災害発生後2か月以内をめどに災害復旧事業計画概要書を県に提出しなければなりません。概要書を作成するには、復旧工事の工法を選定、事業費を算定する等の必要があり、詳細設計が欠かせません。この詳細設計に係る予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、このたび議会の承認を求めるものでございます。歳出補正額につきましては、11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、12節委託料を2,052万9,000円増額し、同じく2目林業施設災害復旧費、12節委託料978万9,000円を増額しております。財源につきましては、全額一般財源であり、財政調整基金繰入金で対応してございます。現在、地方自治法施行令の規定に基づき、専門的な知識を持ち、災害査定設計書の作成に精通したコンサルタントとの随意契約を締結しており、順次、当該成果品を検査した後、県へ提出をしようとしているところでございます。今後の予定でございますが、

農地災害、農業施設災害の国の査定が9月25日からの週で、林道施設災害の査定が10月2日からの週で予定されており、査定後、速やかに入札工事の発注に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。予算書2ページ、3ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）4ページ、5ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）6ページ、7ページ。

森山喜久委員 全体にかかると思うんですけど、農林水産課から、コンサルタントとの随意契約を締結という話もあったんですけど、委託先の決定の状況を言える範囲で教えてもらえますか。

中村土木課長 公共土木施設災害の委託に関しては、市内のコンサルタント業者と随意契約ということで進めさせていただいて、今着々と図面等ができてきている状態となっております。

本多農林水産課耕地係長 農地災害につきましては、農業施設災害を主にやっている土地改良事業連合会というところに委託を行っております。林道災害につきましては、市内のコンサルタントと委託契約しております。

矢田松夫委員 土木課も農林水産課もですけど、復旧工事を迅速にしてもらいたいんです。早期にやるのが被災者にとっては一番いいことですけど、年内に終わるなど、めどはどうですか。

中村土木課長 公共土木施設災害については、県内でかなり大規模に災害が起きている状態で、去年も河川災害等で材料が足りないということで、繰越しをさせていただいている箇所があります。このたびは、まだ発注しておりませんので詳しいお答えはできないのですが、10月10日から

の査定ということで、査定が終わりましたら、速やかに工事を発注していきたいと考えております。しかし、去年等の前例を見ると、材料の入手状況等で繰越し等になる可能性もあるのではないかなと考えておるところです。

本多農林水産課耕地係長 農地災害につきましては、まず、田んぼの耕作であったり、稲の刈取りであったりが終わった後に発注という形になります。なので、11月頃から工事を進めていくに当たり、10月あたりから入札を行いたいと思っております。林道災害につきましては、材料等の問題もありますが、年度内に終わらせることを検討しております。

矢田松夫委員 この補正の提案をしたけど、何度も繰越しが発生しているということで、現在は分からないということですね。それを最初に言ってください。分からないけど、一応提案しますよと。

中村土木課長 工事の補正は、次の補正のときに説明させていただこうと思っておったところなんですけど、どうなるかというのは、まだはっきり答えられない状況だと考えています。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。承認第4号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）に関する専決処分についての審査を終わります。以上で、産業建設分科会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時50分 散会

令和5年（2023年）9月7日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤岡修美